

女性委員割合が40%未満の審議会等一覧（R7.4.1現在）

No.	審議会等の名称	担当課	女性委員割合	数値目標未達成の理由
1	佐賀県防災会議	危機管理防災課	31.3	委員改選にあたり、関係機関に対して県の方針を説明し、「女性委員の推薦」について依頼したが、知識や経験を有する該当者がいないとの理由により推薦がなく、結果的に達成できなかった。
2	佐賀県メディカルコントロール協議会	危機管理防災課 消防保安室	15.4	当協議会の協議事項は、救急搬送のメディカルコントロールや医療機関への伝達に係る実施基準等、極めて専門的かつ技術的な内容である。このため、一定以上の現場経験の重要性を鑑みて当該関係機関のセンター長等の役職の方に依頼しているが、その役職の方が現状では男性が多い傾向にあるため。
3	佐賀県国民保護協議会	危機管理防災課	23.1	委員は、法第38条第4項で掲げる者たちから、知事が任命することとなっており、第4項で掲げるものは、「都道府県の区域に係る国民の保護のための措置の実施に係る関係機関の代表者及び国民の保護のための措置に関する知識又は経験を有する者である。」とされており、該当者がいなかったため。
4	伊万里港地方港湾審議会	港湾課	22.2	各団体に対して県の方針を説明し女性推薦の働きかけを行ったが、推薦依頼先の関係団体は構成員のほとんどが男性であり、結果として女性委員の推薦がなかったため。
5	唐津港地方港湾審議会	港湾課	27.8	各団体に対して県の方針を説明し女性推薦の働きかけを行ったが、推薦依頼先の関係団体は構成員のほとんどが男性であり、結果として女性委員の推薦がなかったため。
6	吉野ヶ里遺跡弥生時代調査指導委員会	文化財保護・活用室	25.0	本委員会の目的は発掘調査に対する指導・助言を行うことであることから、考古学を専門とし、かつ発掘調査の知識・経験が豊富で、吉野ヶ里遺跡の調査について指導・助言が的確にできる学識経験者を選任している。委員の選任にあたって、大学及び研究機関で適任と認められる女性の学識経験者を精査したが、2名しかいなかった。
8	佐賀県人権施策推進審議会	人権・同和対策課	31.8	委員の任命に当たっては、様々な人権問題の関係団体からの適切な人材の推薦を踏まえて行っている。関係団体に委員の推薦依頼を行う際は、役職等の職に限定せず、女性参画促進の観点も踏まえて推薦していくだけのよう、対面や電話で説明した上で依頼しているが、結果的に女性委員の推薦が少なかったため目標達成ができなかった。
9	佐賀県環境放射能技術会議	原子力安全対策課	25.0	当会議は、環境放射能調査及び温排水調査の実施及び調査結果等について技術的な意見を聞くために開催している。委員の選定にあたっては、原子炉工学、基礎放射線医学、水産学等の学識経験者を対象に、県内外の大学教授等の調査を行うなどしており、今年度から女性委員1名を増員できたが、専門性の高さから対象となる学識経験者自体が男女問わず非常に少なく、その他に委員として適任と考えられる方が見当たらなかったため。
10	佐賀県自然環境保全対策検討会	有明海再生・環境課	12.5	本検討会は公共工事等における希少動植物への適切な配慮方法について検討するものである。委員は県内の希少動植物の生息情報の知識を動植物の分野毎に有している必要があるが、現状ではその要件を満たす女性が非常に限られており、目標達成ができなかった。
11	感染症の診査に関する協議会	健康福祉政策課	32.1	感染症の入院及び治療費助成の内容に対する可否等を判断する審査会であるため、委員は十分な医学的知識・経験を備え合わせておく必要がある。関係団体への推薦依頼の際には女性委員の積極的な推薦を説明し、今回1人増となったものの、基準を満たす数の選任には至らなかった。
12	原子爆弾健康管理手当等認定委員会	健康福祉政策課	33.3	健康管理手当等の支給認定を判断する審査会であり、指定医療機関の医師が作成する診断書等の的確な審査のため、十分な医学的知識・経験を備え合わせおく必要がある。関係団体へ推薦依頼の際には女性委員の積極的な推薦を説明し、今回、1人増となったものの基準を満たす数の選任には至らなかった。

13	佐賀県循環器病対策推進協議会	健康福祉政策課	循環器病対策推進協議会は、循環器病対策の推進に関する計画の策定、推進に関して、必要な事項を検討するものである。そのため委員は、佐賀県循環器病対策推進協議会設置要綱により、①循環器病患者又はその家族代表者②救急業務従事者③循環器病に係る保健、医療、福祉業務に従事する者④学識経験者から委嘱することとしており、推薦依頼の際に各団体へ女性委員の推薦参画促進の趣旨を説明し、適任者の優先的な推薦をお願いしている。しかしながら、推薦団体において適任となる女性委員の選出不可（専門外、そもそも女性がない等）との回答があり、構成団体や患者を増やすことも検討したが、循環器領域における適する団体がない・脳心における患者の特性として協議会で発言できる状態の患者が極めて少ないとから増員は困難であり、結果として基準を満たす数の選任には至らなかったため。
14	佐賀県肝疾患対策委員会	健康福祉政策課 がん撲滅特別対策室	33.8 本委員会では本県における肝疾患対策に係る必要な事項について審議・判断を行う。任期途中で一部委員の改選が必要となり、後任の推薦依頼に際して、女性の候補者推薦への配慮をお願いしたが、肝疾患対策分野において専門的な知識や豊富な経験を有する女性医師が限られることから、結果として、数値目標達成には至らなかった。
15	佐賀県医療審議会	医務課	34.8 推薦依頼の際に女性の候補者推薦への配慮をお願いするとともに、関係団体の事務局に電話で幅広く女性参画を促した結果、佐賀県医師会より新たに2名の女性候補者を推薦いただいた。 しかし、県全体の医療提供体制をはじめ、医療政策の重要な案件を審議する本会の性質から、責任をもった審議・判断が可能な関係団体の長等が選任されているため、数値目標を達成できない状況にある。
16	佐賀県死因究明等推進協議会	医務課	12.5 委員の任命に当たっては、国が候補として挙げている関係団体からの適切な人材の推薦を踏まえて行っている。関係団体に委員の推薦依頼を行う際は、役職等の職に限定せず、女性参画促進の観点も踏まえて推薦していただけるよう、対面や電話で説明した上で依頼しているが、結果的に女性委員の推薦がなかったため目標達成ができなかった。
17	佐賀県後期高齢者医療審査会	国民健康保険課	33.3 委員改選の際、基本指針に沿った選任を行うため、推薦団体に対して適任者のうち女性の優先的な推薦を依頼しているが、各団体からは本審査会の重要性や専門性を考慮し候補者を推薦していただいているが、結果的に数値目標達成とはならなかった。
18	佐賀県薬物検討審査会	薬務課	20.0 現在、審査会委員（5名）については、①薬理学の専門家、②医療の専門家、③薬物依存症の専門家、④医薬品等の専門家、⑤薬物の分析に関する専門家から構成しており、それぞれの団体と協議し、専門的な知識を有する人材の打診を得て、⑤薬物の分析に関する専門家として、女性の専門家の提案を受け、任命した。しかしながら、他の分野については、現時点では、女性の専門家は不在であるため。
19	佐賀県献血推進協議会	薬務課	31.3 推薦を依頼した団体において、それぞれの事情により女性候補がない団体があったため。
20	佐賀県クリーニング師試験委員会	生活衛生課	33.3 クリーニング師試験は各都道府県で実施することとなっている。当該試験の委員については、問題作成等があるため、見識を有する人材が必須。県クリーニング生活衛生同業組合にて、委員の推薦を依頼しているが、構成員の大半が男性であるため現状ではその条件を満たす方がいない。結果、女性委員の割合が40%未満となっている。
21	佐賀県障害者施策推進協議会	障害福祉課	26.7 当協議会は「障害者プラン」や「障害者福祉計画」の策定等、佐賀県の障害者施策の基本指針となるものを策定する重要な役割を担っている。その委員には、障害者本人は勿論、保護者又は事業者等の関係者など幅広く選出する必要がある。 現在の委員構成は①障害種別（身体・知的・精神・発達・難病）、②団体（当事者・保護者・施設（病院））、③分野（労働、教育、市町、社協）ともにバランスが取れていることから、団体推薦により委員を選定しており、依頼の際は団体の長や役員等に限定せず女性の積極的な推薦を依頼しているが、結果として目標を達成できなかった。
22	佐賀県精神医療審査会	障害福祉課	38.5 委員改選の際、基本指針に沿った選任を行うため、推薦団体に対して適任者のうち女性の優先的な推薦を依頼しているが、各団体からは本審査会の重要性や専門性を考慮し候補者を推薦していただいているが、結果的に数値目標達成とはならなかった。

23	建設業審議会	建設・技術課	31.3
24	佐賀県都市計画審議会	まちづくり課	33.3
25	佐賀県川づくり委員会	河川砂防課	30.0